

【主な質疑項目】

1. 衆議院での修正のポイントと買い取り債権の担保の扱い等について
2. 経済産業省が各県に設置した、産業復興機構の活動の状況と、支援機構との住み分けについて
3. 被災地における住宅等の高台移転の実態について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。本日はこの機会をいただきまして、大変ありがとうございます。何せ、参議院での法案の作成、それから審議、そして、衆議院に回りまして、三党の長い協議、そして衆議院の修正案の作成ということで、関係の皆さん大変な御尽力をいただきましたことを本当に厚く御礼を申し上げます。

私も三党協議の事務局の一員としましてかかわらせていただきましたが、国会議員が現下のこういう状況の中でどういう形で法案を作り上げていくのか、その経験を、皆さん、ベテランの先生方、それから事務局を引き受けてくれたそれぞれ内閣官房や金融庁を始めとする皆さんと一緒に作り上げてくることの経験をさせていただいたことの意味は大変大きかった、こんなふうに思います。

ただ、残念ながら、もうちょっと早く審議を進めて成案を得ることができなかったのかということだけは大変残念であります。ここまで来たわけですから、きちっと成立させまして被災者の期待にこたえていくと、大変大事なことだと、こんなふうに思います。

さて、参議院の審議から衆議院の修正に至るまでの一番のポイントは、要は、債権の買取り価格をどんなふうに評価するかということでありましたし、さらにまた、債権の買取り価格に関連します担保の扱い、どうしても付随してきます担保の扱いをどんなふうに扱うかということによって相当の議論があったというのが実際であります。

そうなりますと、先ほど大久保委員がおっしゃいました、要は、金融機関の隠れ補助金という形をどうするかということが議論になったというのであれば、それはなかなか、問題の本質といいますか、この法律を定めて被災者をきちっと救っていくと、そのための法律なんだという趣旨を正確に見たことにならないんじゃないかという心配をするわけがあります。そこで、私はこの債権の買取りの考え方につきまして提出者の谷公一先生に質問申し上げたいわけですが、担保の評価をきちんに行わないと支援機構による金融機関の債権の買取り価格が適切なものにならない。

すなわち、担保の評価が低いと当然買取り価格も低くなるわけですね。とすると、金融機関の負担が大きくなるし、それから、元々被災者の借入れを解消するという本来の目的が達成できない。だから、金融機関がきちっと支援機構に持ち込んでくることが基本になるわけですね。持ち込んできて、そして被災者の希望にこたえていくということが必要になる。金融機関が、これは持っていても役に立たないなと思ったら持っていきませんよ。持ってこなかったらもう被災者にそのまま負債が残ったまま二重ローンの解消は全く進まないということになってしまうわけで、それじゃ問題解決にならないんじゃないかというのがこの法案の趣旨であったというふうに思います。

そうなりますと、これは、この構造をしっかりと踏まえてこの支援機構が役割を果たすためには、担保の評価がポイントになるということでもあります。ですから、衆議院の修正案におきましても、将来の復興により評価が高まることを見通すという、そういう観点をしっかり入れているということだと受け止めておりますが、このことについていかがでございますか。

○衆議院議員（谷公一君）

お答えをいたします。まず冒頭、山田委員お話がございましたが、ここまで掛かった、大変時間を要しました。私も当事者として、いろいろございましたけれども、ここに至ったということは、それこそ与党の度量と我々野党の良識が実を結んだものだと思っておりますが、ただ時間が掛かったのは残念です。この法律、公布されてから三か月掛かりますから、来年の二月、三月、一年を待たなきゃならないという意味では、大変私自身も残念という思いであります。

今御質問にございました、買取り価格は大変大事だ、現実に金融機関が持ってこなければ、言わば五千億も、当面の五千億の規模も絵にかいたもちになるという山田先生の御指摘はそのとおりだと思います。

衆議院において修正いたしました二十三条一項では、債権買取りの際には、被災地域の復興の見通し、あるいは債権の担保の目的となっている財産の価格の見通し、そういったものをも勘案した適正な時価で買い取ることになっているところであります。先生、山田委員の思いと我々修正者の思いというのは全く同じだというふうに思っているところであります。

なお、担保の土地の取得について、業務規定で、削除したということがございましたけれども、言わばこれはあらぬ誤解を受けぬために削除

したのであって、この法人が債権を買い取るわけですから、買い取れば当然、担保物件であればそれらの土地も併せて取得するという事は疑いようのないことですし、そのことは与野党間で十分確認しております。形式的には削除したということをご理解を願いたいと思います。

○山田俊男君

今、谷先生からお聞きしたとおり、きちっとこの法第一条の狙いに沿ってこの大事な部分を運用していくんだよということをおっしゃっていただいたというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

さて、これは内閣府にお聞きしたいんですが、買取り債権の金融機関における税務会計上の扱いについてなんです。担保の評価に関連して、調整率がそれぞれ、被災地路線価の調整率ですね、公表されています。津波地域は〇・三、福島原発地域は〇・〇ということでありまして。ちなみに、阪神大震災のときは〇・七五から一・〇だったわけですね。結局、低い調整率は、相続税等の減免措置としてはいいけれども、債権の買取り上は問題が生ずる可能性があります。これらの復興の見通し、今、谷先生からおっしゃっていただいた復興の見通しも踏まえた適正な価格で評価することが求められるわけで、機械的な調整率の評価でなく、復興によって価値が適正に戻ってくるという見通しを踏まえたものにすべきだというふうに思うんですが、その点についてお答えをお願いします。

○政府参考人（大森泰人君）

お答えいたします。担保の評価に関連した調整率として、先生御指摘のあった先般国税庁が公表したものは、震災発生直後の価格を算定するための調整であって、震災後の社会インフラの復旧あるいは地域経済の回復状況などは加味されておきませんので、これが支援機構による債権買取りの担保評価に適用される性質のものではないと考えておりますが、今後、早急に支援機構の業務全般の検討を進める中で実務が円滑に遂行されるよう検討してまいりたいと思っております。

○山田俊男君

どうぞ、機械的な調整率の評価でなくて、何度も言います、復興によって価値が適正に戻ってくるというこの見通しですよ、これをきちっと踏まえたものにしてもらわないと本当に復興進まないからね、是非お願いします。

二つ目は、二次ロスの扱いと関連した税務会計上の扱いなんです。支援機構による担保価値等を勘案した債権の買取り価格と債権の簿価との差額は、金融機関の債権放棄となるというふうに思います。ところで、十五年後になるんですか二十年後になるんですか、復興ができてどういう担保評価になるかによって二次ロスが出るということでもあります。この二次ロス部分を支援機構と金融機関で一定の負担割合で負担するという仕組みになっているわけですね。

ところで、この部分は、この十五年ないし二十年間、債務者の再生にとっても重荷になるし、金融機関にとっても、会計上どういう扱いにするのか、極めて不安なんです。だから、このことについて、運用上どういう手だてが考えられるのか。私は早く方向を出さないと、また、これ金融機関がちゃんと支援機構に持ち込んでこなきゃ駄目なんだから、そのためにもこのことが必要だというふうに考えますが、この点につきましてどうですか。

○政府参考人（大森泰人君）

お答えいたします。債権買取り後に二次ロスが生じた場合、持ち込む金融機関から支援機構にロスの一部を補填することになるわけですが、その税務会計上の扱いについては、契約当事者の置かれた状況、あるいは契約の具体的内容に応じて判断されるものと承知しております。ただ、御指摘のとおり、支援機構の業務全般の検討を今後早急に進める中で、ケース・バイ・ケースで現場が混乱するといったことがないように、御指摘の論点についても実務が円滑に遂行されるように検討してまいり所存でございます。

○山田俊男君

この点につきましては、それこそこの法案作成に本当に御尽力いただきました近藤先生、片山先生、谷先生始め、皆さん一生懸命にちゃんと見ておってくれるというふうに思いますけれども、どうぞ内閣府、この点スムーズに、きちっと進むように、不安のないように進めてもらいたいと、こんなふうに思います。

さて、本日は、大変忙しい中、前田国交大臣にお見えいただきまして、大変ありがとうございます。元々これ議論したときに、被災者は、とにかく津波でみんな流されて、残ったものは借金だけだという状況だったんですね。毎朝、田んぼへ出てみて、そして瓦れきとそれと水につかった農地等を見て愕然としている、希望も湧かないと、こう言っているわ

けです。だから、ここにどう、ちゃんと処理するよ、新しい事業再生のためにこういう形で手だてを講ずるよということが見えてきて初めて具体化するわけです。

ですから、この担保になっている、借金の担保になっている水につかった農地ですね、これをしっかり復旧するなら復旧する、それからさらにはどういう活用の仕方をするか、そのことによって、何といたしますか、希望を見出していくという取組が物すごい大事なんです。もう八か月も九か月もずっと見ているんですから、それを。この悲しみたるや大変なものだというふうに思います。ところで、だから私は、この支援機構が抱えた、買取り債権と一緒に becoming この担保を支援機構がどういう形で有効に活用できるかというのは物すごい大事なというふうに思っていたんです。だから、支援機構が、それを町全体の復興計画やそれから町づくりにこんなふうに活用できますよ、農業の再建にこんなふうに利用できますよという手だてを早く示してやらなきゃいかぬわけですね。

ところで、今、新聞報道等や現地の事情を聞いてみますと、被災者が自宅を、もう待っておれないから、高台にある農地を活用したり土地を活用したりして建てているという事情があります。それ、みんな心配してしまして、どんどん出ていますから。とすると、心配しちゃって、これだと、ちゃんと高台移転をして防災の法律に基づいて町づくりをちゃんとやると言っているこの全体の仕組みを展開することも必ずしもうまくいかないんじゃないかという心配があるわけです。

どうぞ、国交大臣、一体、こうした高台に農地を買って高台移転するという事例や頻度がどの程度あるということと、それと、この実態をどう受け止めておられて、今後、津波防災地域づくりや復興整備計画作りに支障が出るんじゃないかという心配がありますから、本当にどう考えられてこれを進めようとされているかお聞きして、被災者に、ちゃんと待って我慢して、そして支援機構も助けてくれるんだから、だから町づくりにつながるぞというふうに言えなきゃいかぬと思いますので、どうぞ大臣の所見をお聞きします。

○国務大臣（前田武志君）

山田委員の御心配、確かにもっともなことでございます。今、被災地において、もうほぼここまで来て、かなりのところが復興の具体的な、その地域地域に合った各種計画、町づくり計画というのが出てまいっております。八割近くが今年中には出せようと、要するに議会の承認まで経てできるようにしていきたいということをやっております。その中で、

防災集団移転事業というのがいわゆる議員御指摘の高台移転でございますが、元の土地というものは、これは課税の評価とはもう全然違います。この土地というのは、自治体はその計画に従って、今やっている計画に従って買い上げます。買い上げると建築基準法による制限が加わって、そしてその土地について自治体が将来の利用計画というのも立てます。その利用計画に従って将来の計画が実現したときの価値をはじいて、それを現在価格に引き戻しますから、そうむちゃくちゃな安い値段にはなりません。この前御紹介しましたが、八割から六割程度じゃないかというふうに、現在価格のですね、というふうに考えております。

なお、もう時間が来たようでございますが、個々の地域においてどういうふうに虫食いに建っているかというところまでは調査が行き届いておりませんが、全体の土地取引から見ると、それほど大きな心配はまだ要らないんじゃないかというふうに思っております。

○山田俊男君

大変ありがとうございました。被災者の悲しみにこたえるべく、復興、再生に向けて全力を挙げましょう。